

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県杵島郡江北町大字下小田3305番地1

氏 名 株式会社イワフチ
代表取締役 岩淵 慶太優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日

平成28年（2016年）5月30日

許可の有効年月日

令和 5年（2023年）5月29日



1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含む）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、
鉱さい、がれき類及びばいじん並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリート
くず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） 以上16種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製
品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

積替え・保管行為を含む産業廃棄物の種類

木くず並びに廃プラスチック類、金属くず（廃パソコン類に限る。）及びガラスくず・コンクリ
ートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業
廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地	武雄市北方町大字大崎5145番、5147番2			
産業廃棄物の種類	面 積	保管上限	高 さ	備 考
廃プラスチック類	30.0m ²	68.0m ³	3.9m	屋外（コンクリート床）
木くず	3.1m ²	5.9m ³	0.9m	屋内（金属製コンテナ）
ガラスくず・コンクリートくず・ 陶磁器くず	3.1m ²	5.9m ³	0.9m	屋内（金属製コンテナ）
廃プラスチック類、金属くず及びガ ラスくず・コンクリートくず・陶磁 器くず（廃パソコン類に限る。）	3.1m ²	5.9m ³	0.9m	屋内（金属製コンテナ）
廃プラスチック類、金属くず及びガ ラスくず・コンクリートくず・陶磁 器くず（水銀使用製品産業廃棄物に 限る。）	2.8m ²	2.5m ³	0.9m	屋内（コンテナ）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 5月30日 更新許可（優良基準適合）

令和 2年 1月20日 変更届 積替え・保管施設の一部廃止（小城工場）

令和 4年 4月25日 変更届 積替え・保管施設の一部廃止（江北工場） 以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

複写禁止